

平成 30 年度  
第 3 回南相馬市総合計画審議会  
会 議 録

南相馬市総合計画審議会

# 平成30年度第3回南相馬市総合計画審議会

## 議事録

日 時	平成30年11月22日(木) 14時00分～17時00分
場 所	東庁舎2階 第一会議室
参 加 者	<p>○出席委員(12名) 長谷川和子委員、中澤翔平委員、今野秀幸委員、草野繁春委員、佐久間光弘委員、高橋真委員、林勝典委員、郡昌弘委員、高橋良輔委員、今西一男委員、半谷恵美子委員、長澤利枝委員</p> <p>○欠席委員(8名) 小谷津良美委員、渡邊純子委員、星直子委員、村田純子委員、平田廣昭委員、高橋隆助委員、志賀弘紀委員、山見重信委員</p> <p>○説明員 復興企画部長 庄子まゆみ、企画課長 門馬哲也、企画係長 藤原央行、企画係主査 大和田智之</p>
次 第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議題 (1) 会議録署名人及び書記の指名 (2) 会期の決定 (3) 南相馬市復興総合計画後期基本計画(素案)の検討 (説明、質疑応答)</p> <p>3. その他 (1) パブリックコメントの実施 (2) 第4回南相馬市総合計画審議会開催日程</p> <p>4. 閉会</p>
議 事	<p><b>1. 開会(14時00分)</b> (出席委員は定数に達しております)</p> <p><b>2. 議題</b></p> <p><b>(1) 会議録署名人、書記の指名</b> (会長から、会議録署名人は草野繁春委員、佐久間光弘委員を指名) (会長から、書記には事務局大和田主査を指名)</p> <p><b>(2) 会期の決定</b> (協議により、会期は11月22日の一日(延長なし)と決定)</p> <p><b>(3) 南相馬市復興総合計画後期基本計画(素案)の検討</b></p> <p>○会長 本日の審議は、事前に配布されていた後期基本計画の5つの柱について、1つずつ説明を受け質疑を行う形としていきたいと考えている。審議内容が多いため、会議の時間が長めに設定されているが、時間管理をきちんと行い進行して</p>

いきたい。委員の皆様もコンパクトなご発言にご協力いただきたい。

- 委員 今回、事前にみなさんご意見を提出している。議事の進め方として、意見のなかったページはとばして、意見のあったページについて確認していくようにしてはどうか。ページが前後すると意見が定まらないのでは。
- 会長 事前にいただいた全ての意見を1つずつ確認はしたいが、1つずつ検討していくと時間内に審議を終えることができなくなってしまう。
- 委員 事前に出された意見に対する市の考え方は資料に記載されているが、簡単にでもいいのでもう少し詳しく教えていただきたい。
- 会長 各委員から事前に提出した意見の説明をしてほしいという要望があるようなので、そのように進めて行くこととしたい。

#### 第1編・第2編について（前回からの変更点の確認）

##### （説明）

【資料1】南相馬市復興総合計画後期基本計画（素案）

【資料2】総合計画審議会委員からの後期基本計画（素案）に対する意見一覧等  
※事務局より、配付資料の確認及び資料1（第1編・2編）・資料2（No.1～20）の説明。

##### （質疑）

- 委員 P8「6 地域活動と持続可能なまちづくりに向けた対応」の272行目「市職員においても職員数の減少が避けられない」との記述は、職員の適正化計画の人数に対して不足するという意味なのか。
- 事務局 現時点で適正化計画上の職員は定数に達していますが、他自治体からの派遣職員や復旧・復興のための期限付きの嘱託職員など臨時職員でまかなっている部分もあります。今後、復興・創生期間が終わる2020年を見据えると、事業の収束に伴い携わる職員数が減少していくということを勘案して、「職員数の減少」との表現にしたところ です。
- 委員 この表現をみると必要な人数が確保できない状況に陥るといえる。事業量が減るので職員が減るといふことと、必要な職員が確保できないといふことでは意味合いが変わってくるのではないか。どちらの意味で記載されているのか。
- 会長 272行からの1段落については、単に職員が不足することなのか、事業量の見直しによって職員数をスリム化することなのか、慎重に検討してほしい。
- 事務局 文案については事務局で調整を行いたいと思います。
- 委員 P12の歳出推測額と歳入推測額に全く同じ数字が入っているがイコールになるものか。
- 事務局 歳入・歳出を突合して実際の予算がつくられるため、市が保有する基金

などで調整した上で歳入・歳出が一致するように計画しています。そのため計画  
上はイコールになります。

○**会長** 予算の規模は分かるが、意味のある表記には思えない。

○**委員** P 3 の 146～148 行目「創生法第 10 条に基づく計画としての性格を有する」  
という文言の意味がわからない。もう少し具体的な説明が必要ではないか。

○**事務局** 創生法とは、P 2 の 111～114 行目に記載のまち・ひと・しごと創生法  
のことです。この法律の第 10 条には市町村計画の策定の必要性などの記載があ  
るため、後期基本計画がまち・ひと・しごと創生法の第 10 条にあたる計画でも  
あることを表したのがご指摘部分の記載意図です。また、まち・ひと・しごと創  
生法に定められた計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）に盛り込まれた事業  
には国から補助金が出るため、補助金を国から交付してもらうために、後期基本  
計画がまち・ひと・しごと創生総合戦略でもあるという位置づけを明記しておく  
必要があるという一面もあるため、ご指摘のような表現も盛り込んだところで  
す。

○**会長** 表紙には後期基本計画と記載されているが、説明いただいたような趣旨が  
あるのであれば、カッコ書きで「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などと記載  
はしなくていいのか。

○**事務局** 現時点では、取り組む内容が同じような「まち・ひと・しごと創生総合  
戦略」と「後期基本計画」の 2 つの計画がある状況になっています。今回の後期  
基本計画の見直しにあたって、同じような趣旨の計画を一体化していくことを記  
載したのが P 3 の「3 南相馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性」  
になります。まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係を P 3 に記載しているた  
め、表紙上では後期基本計画をメインとして記載しています。

○**会長** 一般の方には 2 つの計画がどのような関係なのかわかりにくいのではな  
いか。「包含し」「性格を有する」などの表現はわかりにくいかもしれないので、  
その部分を含め表現を柔らかくしていただきたい。

○**委員** P 2 の 114 行目の下に 2 つの計画の関係について記載してはどうか。創生  
法がどういうものなのかを記載した後に、後期基本計画との関係を記載すればわ  
かりやすいのではないだろうか。

○**事務局** P 2 の文章量が多いというご意見も事前にいただいていたので、その部  
分と合わせて整理したいと思います。

○**会長** P 2 と P 3 で同じ内容が書かれている部分もあるので、シンプルにできる  
部分はしていただきたい。

○**委員** 前期基本計画では、「南相馬市を取り巻く現状」というパートがあったが、  
今回の後期基本計画では該当部分が「時代の潮流」に変わっている。「時代の潮  
流」に変更した意図は何か。

○**事務局** 前期基本計画では、南相馬市の現状や背景など市の情勢を表す章につい  
てタイトル上は「南相馬市を取り巻く現状」という表現を使っておりましたが、  
後期基本計画では「時代の潮流」という表現にしたところです。

○**委員** 総合計画は市の全体像を表しているということだが、鹿島区や小高区など

区ごとに違った状況があるので、全体像だけで計画をまとめ上げるのは不十分ではないか。きちんと各区に落とせるような形で計画が進んで行くのか確認したい。

○事務局 後期基本計画を策定したのちに、後期基本計画の方針に基づいて各区で行う事業をとりまとめた「実施計画」を策定します。その中でどの事業がどの区で行われるのか見える形にする予定です。

○委員 P14の市長公約である「政策目標100年のまちづくり」について、現在の文章(401~418行目)だけでは具体性が無く、きれい過ぎてイメージが湧かない。物足りなさを感じる。

### 政策の柱1について

#### (説明)

※事務局より、資料1(政策の柱1)及び資料2(No.21~27)の説明。

#### (質疑)

○委員 全体的に、2022年の目標値をどのように設定したのか、設定基準を教えてください。

○事務局 今回の計画は復興総合計画であるため、震災前の平成22年の状態にいかに戻すかというのが前提になっています。そのため、まずは以前の状態を目指すことが設定の基準になっております。また施策の内容によっては、過去の実績を踏まえ、人口が減少していく中でどの程度見込を伸ばしていくかを検討し、4年後の目標値を設定しているところです。

○会長 個別の内訳については巻末の資料編に掲載されているが、例えば、目標値が1%あがることにどのような意味があるのか、一般市民の方が見た時に、わかりやすく記載してほしい。

○委員 成果指標を震災前の基準にするという話だが、前期基本計画で定めた指標が全く反映されていないというようにも聞こえる。そうではなく前期基本計画の検証も踏まえて今回の計画の指標を設定しているということでしょうか。

○事務局 ご指摘の通りです。

○委員 P24「**1** 豊かな心の育成」について、現在の子ども達はとてもさみしい気持ちを抱えている子が多いと思う。学校は人数が少ない、友達関係も範囲が狭い、親の離婚などの家庭の問題等、不登校やいじめはそのようなことが原因となっているのではないかと。

「豊かな心」とは、まず人間関係。人間関係をつくるということは、家族がバラバラ、子どもが少ないなど大変難しい。親子関係、友達関係、広くは国際交流など、外国人とも関係を築き上げるような子ども達が穏やかな気持ちになるような、そういう豊かな心を育てていくのが第一かなと思いました。

不登校、いじめがなぜ出てくるのかというと、心が寂しいからではないかなと

考えた。郷土を愛しというのは、道徳教育の中にも入っている。そこが原点であり、人間関係をつくっていくべきではないかと考えた。

次に、P25「**2** 教育水準の向上」について、どうしたら教育水準が向上するかももう少し基本となるようなことを盛り込んでどうか。

○委員 昔はどの学校にも南相馬独自の理念である「知・徳・体」という言葉が掲げられていた。以前のように市独自の理念を再度掲げてもいいのではないか。

○事務局 「生き抜く力」という表現は、委員からご意見のあった「知・徳・体」も含めた大きな概念として記載しております。概念が大きくなりすぎ中身が見えづらくなってしまった部分は記載を工夫していきたいと考えています。

○委員 事前に提出されていた自然体験に関する意見（資料2 No.23）については、同じ意見を持っている。ぜひとも施策や教育カリキュラムに盛り込んでほしい。震災後、放射能の影響で自然体験が少なくなっており、自然とのふれあいが減少しているので、南相馬市の豊かな自然の中での体験というのは重要視している。

○委員 自然体験について、事務局からは生涯学習と関連して検討という話があったが、「こどものつばさ」などの生涯学習事業は全員が参加できるわけではない。そのため、学校が自然体験のカリキュラムを意図的に盛り込んでいくようにしないと、自然体験の機会がすべての子ども達には行きわたっていない現状であるので、継続的に盛り込んでいただきたい。

○会長 各委員から生きる力の考え方や教育水準向上の具体策、自然体験などの意見があがったが、国の学習指導要領や教育委員会としての対応など、教育行政は取扱いが難しいところではある。審議会としてこのような意見が出たということは関係各所に伝えてもらいたい。

○事務局 いただいたご意見はP24「**1** 豊かな心の育成」の「生きぬく力」の中で取り組んでもらえるよう、教育委員会に伝えたいと思います。また、教育委員会ではこの後期基本計画をもとに、来年「教育振興基本計画」を策定します。その中でいただいたご意見を反映していけるようにしていまいます。

○委員 教育委員会にも常に要望をしています。この後期基本計画にも盛り込むことで、さらに意識付けができるのかなと考えています。

○事務局 委員のご意見を重く受け止め、関係各所につないでいきたと考えております。

○委員 P28「**6** 子育て環境の充実」について、805行目で震災遺児・孤児について謳っているが、可能であれば交通遺児・孤児についても対象に含めていただきたい。

○事務局 震災遺児・孤児は市で経済的に支援を行っているところですが、交通遺児・孤児については市の事業としては今現在行っていない状況です。

○委員 現在15,000円の補助が出ているので市で行っていると思われる。交通遺児・孤児は年間15,000円の補助だが、震災遺児・孤児は年齢によって20万～40万円の支援がある。なぜこれだけの差が発生するのか。おかれている環境は同じだと思うので、交通遺児・孤児も震災遺児・孤児と同等のくりにした方がいいのではないか。

- 事務局 持ち帰って検討したいと思います。
- 委員 取組方針という手段があって、成果指標という結果があるという因果関係については理解したが、P28「**6** 子育て環境の充実」の成果指標が、取り組みを行った成果とかけ離れているのではないかと。もう一度成果指標を検討していただく必要があるのではないかと。
- 事務局 審議会までには間に合いませんでしたが、現在記載している成果指標以外にも各課で指標を検討しているところです。該当部分については複数の成果指標を掲載する予定となっています。
- 会長 P15に「【政策の柱1】教育・子育て」の内容が記載されているが、後段のP12～P32の内容はP15の柱の内容に即した記載になっているか。
- 委員 P15の政策の柱の部分には、P17の体系にある各施策の内容を1行ぐらいつ盛り込んだ方がわかりやすいのではないかと。
- 会長 P15については、委員から意見のあったようにキーワードを盛り込むような見直しをしましょうか。
- 事務局 はい。

#### 政策の柱2について

##### (説明)

※事務局より、資料1（政策の柱2）及び資料2（No.28～30）の説明。

##### (質疑)

- 委員 P41「**15** 地域福祉の向上」について、現在介護の現場では自宅で最期を看取る“看取り介護”の流れがでてきているが、看取り介護について施策には反映できないのか。
- 会長 現状、関連する施策はあるのか。
- 事務局 P41の1147～1148行目に記載の地域包括ケアシステムという表現の中にご意見を頂いた部分も含まれており、施策として実施しているところです。来年度の後期基本計画の中でも、看取りという表現は入っていませんが、概念としては地域包括ケアの中に包含されるものです。
- 委員 地域包括ケアシステムと言う表現に含まれているということだが、もう少しわかりやすい表現で記載してほしい。施策内容について、行政サイドの考える表現と市民目線の表現に違いがある部分が随所に見られるので、そのあたりは言葉を選んで記載するようにしてほしい。
- 委員 P41「**15** 地域福祉の向上」について、1135行目の民生委員の負担軽減に関連して「民生委員協力員制度の創設」とあるが、民生委員のなり手が不足している現状では、協力員のなり手もないと思われる。制度を進めるのは非常に困難ではないか。
- 事務局 協力員の確保が難しいということは市でも承知していますが、民生委員

確保の一つの選択肢として、一人では民生委員をすることが不安な方でも、協力員制度というサポート制度があれば民生委員の役目を担っていただけるのではないかと、という思いから市の福祉部門では民生委員協力員制度の取り組みを進めたいと考えているところです。

民生委員の表記については、委員のご指摘のとおり、「民生委員・児童委員」が正しい表記でありますので、訂正して民生委員・児童委員も含めた協力員の取り組みを進めて行きたいと考えています。

○**会長** 「民生委員協力員制度の創設」ではなく「民生委員協力員制度創設の検討」としてはどうか。

○**事務局** 事業は実際に来年度から実施予定となっています。

○**会長** 確度の高い施策のため計画への記載は必須ということではあるが、現場の住民としては厳しい状況であるということは関係部署に伝えていただきたい。

○**委員** P42 「**17** 障がい児・者福祉の向上」について、障がい者とその介護者の高齢化が進んでおり、家族の負担が大きくなっている。重度の心身障がい者の入所施設を1箇所でも作ってもらうことはできないのか。

○**事務局** 行政として公設の入所施設をつくるという計画は現状ではありません。民間で65歳以上の障がい者の方のためのグループホームを創設したいというお話があれば、窓口があるので支援制度も含めご相談させていただくことはできると考えています。

○**委員** 民間事業者からの相談があれば対応するというのではなく、入所施設の建設支援について、施策の中に盛り込むことは可能か。

○**会長** この場で施設建設に関する回答をするのは難しいのでは。取組方針としては「子どもから老年期までのライフステージに合わせた支援体制を構築します」という部分でカバーはされると思うが、施設建設に対する意見があったことは関係部署に伝えていただきたい。

○**委員** 全体に波及することだが、取組方針と主な取組、それに対する成果指標が、本当に現状のものでいいのか疑問。例えばP36の「**11** 心身の健康づくり」の取り組みをメタボリックシンドロームの該当者・予備軍の割合だけで評価していいのか、P41の「**15** 地域福祉の向上」については生活困窮者新規相談件数が増えることがいいことなのか、「**16** 介護予防と高齢者福祉の向上」は要介護認定者(支援者)の割合を減らすことだけでいいのか。このような指標が各所で見受けられるので、関係部署との調整が必要ではないか。再度見直しをお願いしたい。

○**会長** 指標が適切であるか、全体的に見直しをしてほしい。

### 政策の柱3について

#### (説明)

※事務局より、資料1(政策の柱3)及び資料2(No.31~35)の説明。



(質疑)

- 委員 P44 「19 農業再生基盤と農村環境の整備」の中に酪農についての記載がされていない。代々続いた酪農家さんが復活してきているので、支援するためにも施策の中に盛り込んでほしい。
- 会長 酪農は農業の1カテゴリなのか。そうであれば、酪農だけ取り出すのはどうか。
- 委員 酪農はあくまで農業の中の1つの事業であるから、酪農を取り出すのであれば、園芸や花卉など他の事業も取り入れなくてはおかしい話になってしまう。酪農は特出しにせずに農業の中に包含してもいいのではないか。
- 委員 P46 「21 販路拡大と6次産業化・地産地消の推進」について、商業を取り巻く環境は、ネット販売の拡大などにより生き残りが厳しい状況になってきている。そのような中、農商工の連携など、農業・商業・漁業の全体的な取組を推進するような文言も必要ではないか。
- 事務局 P15 「【政策の柱3】産業・仕事づくり」にあるように、“6次化”というのは2次産業・3次産業との連携したものとなっています。また、P46にも1282行目に農商連携に取り組む旨の記載がございます。後期基本計画では方針を記載し、具体的にどのようなことに取り組むかについては実施計画での検討を考えています。
- 会長 農商連携については、P15の政策の柱の部分にもう少し鮮明に書いてもいいのではないか。6次化という単語から読み取るというのはどうか。
- 委員 南相馬の農業は、震災後の作付が進んでおらず農地が荒れているのが現状。今の支援事業は農業法人を作って営農再開をしないと支援がない。自分が持っている農地(2町歩、3町歩)で個人的に再開したいと思っても、それにみあう支援が全くない。小規模な農地でも再開するには2000万~3000万の投資をしないと営農できない。計画に記載されているように基盤を整備して若い人も農業をしやすいとするという趣旨は分かるが、プラスαとして、誰もが農業を再開できるような取組みも必要になってくるのではないか。大規模な農業への支援ばかりでは農業自体の再生はうまくいかない。現状では農業をやりたい人(小規模農家)が営農できない状況。農業が復活しないと、地区の生活環境全体が震災前の状況に戻らない。
- 事務局 委員のご意見に関して、P15の「【政策の柱3】産業・仕事づくり」445行目に「小中規模農家の生産継続を支援する」という一文を盛り込んでいたが、具体的な取組方針の部分に反映されていなかったため、検討させていただきたいと思う。
- 委員 現在の市の支援制度は大規模農業ありき。若手向けの支援はあるが、高齢者を含め小規模で営農を再開したい方も少なくないので、そのような方への支援を具体化した施策や取組を盛り込んでほしい。
- 会長 農林水産業は市の産業の根幹。中小規模の農家や高齢も含めた担い手が農業に取り組めるような環境の整備が強く求められているので、この部分は反映を検討してほしい。

- 委員 P46 「22 林業・水産業の再生」について。農林水産業で成り立ってきた町なので、林業の再生支援の要素を盛り込むべき。そのような文言が一切入っていない。加えて、P15 「【政策の柱3】産業・仕事づくり」においても、林業に関する記載がないので追記を検討してほしい。
- 会長 P44・1224 行目で「持続可能な農林水産業の再生を図ることが求められています。」と記載していながら、具体的な施策が乏しいのではないかという点に行き着いてしまう。再生はみんな関心を持っているところなので、施策として対応していくかどうか関係部署と確認が必要ではないか。
- 委員 P49 「23 ロボット関連産業等の新産業創出・育成」について、主な取組に「(株)ゆめサポート南相馬体制強化のための支援拡大」とあるが、連携の実績はあるのか。
- 事務局 市ではロボットテストフィールド整備に伴って、ロボット産業を地域に根付かせていくための政策を進めています。ゆめサポートの機能といたしまして、南相馬市の製造業等への支援があります。ゆめサポートが地元の製造業とロボット産業の繋ぎ役を担うなどの強化をしていきたいと考えています。また、製造業のみならず、建設業、サービス業等幅広く取り組んでいく予定です。詳細は担当課に確認をするようにいたします。
- 委員 P50 「25 多様な人材の育成と誘導」について、「多様な人材」はP20「重点戦略2」の部分で説明されているが、「多様な働き方」とはどんな働き方なのか。成果指標の「多様な働き方推進事業」の注釈は記載されているが、いまいちよくわからない。
- 事務局 考え方、記載の仕方を整理します。
- 委員 P50 「25 多様な人材の育成と誘導」について、1392 行目に外国人材受け入れの支援とあるが、具体策が記載されていない。現在、南相馬市にもたくさんの外国人が入ってきているが、国際交流協会では支援が追いついていない状況。市ではこのような状況を把握しているのか。
- 事務局 委員からご指摘のあった件について、市としても問題意識は持っております。今回初めて総合計画で外国人材に関する記載を盛り込んでおり、支援のあり方については担当部署で検討を進めているところです。
- 委員 なるべく早く対応していただきたい。

#### 政策の柱4 について

##### (説明)

※事務局より、資料1（政策の柱4）及び資料2（No.36～37）の説明。

##### (質疑)

- 委員 P57 「31 上下水道の整備」の「小高区の未給水区域の解消を推進します」はぜひ取り組んでほしいことだが、一方これをやることによって帰還する住民は数百人程度であると考え。加えて、現在国で外国人の人材受け入れと合わせて

上水道の法案も一緒に審議がされている。南相馬市として上下水道の整備はまだまだ先のイメージなのか。あるいは、外国人の人材受け入れと合わせて一緒に取り組んでいくイメージなのか。

○委員 P57 「30 道路網の整備」について、旧市街地にこだわることなく、新しい街並みを作る意気込みが無いと、南相馬市全体として活性化を図ることが難しいのではないかと。それをやることによって、土地を安く提供して若い起業（事業）家を南相馬市に呼び込んで活性化が図れるのではないかと。人口が減るけどどうするのではなく、人口を増やしてどうしていこうかまでもっていかなければいけないのではないかと。

○委員 委員と同意。新しい発想力が必要である。今までと同じことをやってただけでは何も変わらないので、何か新しいものを生み出していかないと状況打破できないと考える。

○委員 委員と同意。何か物足りない。新しい発想が無いとオンリーワンになれない。オンリーワンで復興するという理念を計画に盛り込まないといけないのではないかと。

○会長 個人的な意見としては、上下水道の整備に関する意見には賛成・了解、それ以外の意見には基本的に反対である。公共施設管理については、公共施設管理計画と合わせてしっかり考えていかなければいけない。

まちづくりに関しては、縮小型社会に対応したどんな市街地を作るのか市街地像・都市像の部分が読み取れない。外に拡げるのか集約するのか、その方針が見えないまま個別施策が掲載されている状況。

○委員 南相馬市として、コンパクトシティを目指すのか目指さないのか、この後期基本計画に明確に記載すべきではないかと。今の内容は、コンパクトシティを目指しているようにもそうでないようにも読み取れる。

○委員 P58 「33 公共交通の確保」について、高齢者を大事にすると言いながら高齢者の旅行等に対するバス代がでない。なんとかならないものかと困っている。

○会長 都市構造、交通弱者対策、交通はセットなので、その点を踏まえて、P58 「33 公共交通の確保」の内容だけで様々な足の確保対策が盛り込まれているか確認が必要（公共交通、デマンド型、乗合いなど）。

○委員 可能かどうかはさておき、行政の支援を受けながら元気な高齢者が高齢者を送迎する事業を展開するのはどうか。実際にこの仕組みを取り入れている自治体もある。路線バスを走らせれば、全体の足を確保できるわけではない（バス停まで歩けない人もいる）。

○委員 P62 「37 環境の回復」について、津波・原発によって壊滅した自然環境を次世代へ継承するうえで、「自然環境の再生」の要素を盛り込むべきではないかと。

次に、P19「復興重点戦略1：旧避難指示区域の再生」に関連して、P62 「37 環境の回復」には除染仮置場の早期撤去の旨が記載されているが、復興重点戦略には記載されていないので記載するべきではないかと。

- 事務局 除染仮置場については、鹿島区、原町区も含めて早期解消を目指しています。当該ページは「旧避難指示区域の再生」であり、当該区域を先行して重点的に早期撤去するというのではないため、記載していません。市内一律、早期撤去を目指すという意味合いです。
- 会長 双方の意見の中間をとると、政策の柱4、P65の461行目に「除染廃棄物の仮置場の早期解消による環境回復を推進します。」と記載があります。
- 委員 P65「38 防災体制の強化」について、防災体制においては地域連携が必要。南相馬市だけでなく、近隣市町村及び県外と連携した防災体制の強化が必要と思うので盛り込むべきではないか。

#### 政策の柱5 について

##### (説明)

※事務局より、資料1（政策の柱5）及び資料2（No.38）の説明。

##### (質疑)

- 委員 P73「44 市民参加の推進」について、100年先を見据えたときに非常に大事な取組だと思うが、成果指標をホームページの閲覧件数としているところなど一方通行な印象を持つ。P88の市民へのアンケートや市民との意見交換会の人数を見ても、住民数に対して関わっている人数が圧倒的に少ないような気がする。もっと相互通行的に意見交換の場を設定するなどして、若い人の意見を取り入れるような仕組みが必要ではないか。
- 事務局 ご意見を踏まえて、内容を整理していきます。
- 委員 P73「44 市民参加の推進」について、市民が参加しやすい環境をつくる事も必要ではないか。参加してくださいと言っている一方で、そのための環境整備が足りていないように感じる。そのような要素を、取組方針や主な取組に盛り込むことを検討頂きたい。
- 委員 私達は30年前から自主的に地域づくり活動を行ってきた。私達のような組織化していない、理念が一致した地域貢献グループがいくつかある。そのようなグループがあるということと、活動の内容を行政にはしっかり把握して頂きたい。そうすることによって、意識が高まり地域自立につながると考える。
- 委員 この政策の柱に限った話ではないが、成果指標の現状値の年数がバラバラだが把握できる直近の数値を掲載しているという理解で良いか。
- 事務局 ご指摘の通りです。
- 委員 この政策の柱の話ではないが、補助金の交付件数を成果指標にしている箇所があるが指標にして大丈夫か。補助金の件数が伸びれば当然予算が必要になるが、市の予算編成方針と整合とれるか。支出ありきの部分と削減の部分との整合性がとれなくなってしまうのではないか。
- 事務局 5つ政策の柱の中でも復興重点戦略、重点戦略に力を入れていきたいという考え方に沿った行政経営のもと、予算編成を行っていきます。

○**会長** お金が絡む成果指標に関連して、先ほどの補助金に関する指標に加え、P74「**47** 健全な財政運営」のところに「類似団体を下回る」と目標設定されている。目標値の設定の仕方としてどうなのだろうか。

○**事務局** P12「計画期間内の財政指標等」で、市単独の将来の見通しを掲載しています。類似団体という言葉は聞きなれない言葉かもしれませんが、全国の市町村と比較する場合の人口や産業構造による基準があります。市の財政運営は、国の様々な政策の影響を受ける場合がありますが、市としての財政の見通しの部分に加えて、国の政策の影響を受けながらも類似団体を下回るという縛りをかけています。

#### 資料編および全体 について

##### (説明)

※事務局より、資料1(資料編)及び資料2(No.39)の説明。

##### (質疑)

○**会長** 成果指標に関連して、計画の推進、実現体制のところを計画書最終案では何らかの形できちんと明記すべき。個別施策1つずつにではなく、全般的なPDCAのところを。特にD(Do)の部分が重要である。

#### その他

##### 3. その他

###### (1) パブリックコメントの実施

○**事務局** パブリックコメントの実施については、12/5(水)～12/25(火)の開催を予定しています。

###### (2) 第4回南相馬市総合計画審議会

○**事務局** 第4回南相馬市総合計画審議会の実施については、1/18(金)午後の開催を予定しています。本日委員の皆さまより頂いたご意見は、素案に反映させたうえでパブリックコメントとは別に委員の皆さまにお示ししたいと思います。そのうえで、パブリックコメントの実施期間である12/25(火)までにご意見を頂き、最終案に反映させていきたいと考えております。

##### 4. 閉会(17:00)